

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク(1次)

団体代表者 役職・氏名

理事（代表） 細田光雄

法人番号

7360005006388

申請団体の住所

沖縄県那覇市銘苅二丁目3番1号なは市民協働プラザ

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

地域で支える子育て総合支援

複数選択

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

必須入力セル

任意入力セル

申請時入力不要

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体	資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	地域で支える子育て総合支援	
	事業名（副）	生活困窮者と子育て世帯を支える、地域ぐるみの支援ネットワーク	
	団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	コンソーシアムの有無 なし
実行団体団体	事業名（主）		
	事業名（副）		
	団体名		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
	○ ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	○ ⑨ その他
	○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④働くことが困難な人への支援
	○ ⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	○ ⑨ その他
	○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

ゴール

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	101/200字
地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対し、日常生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	
(2)団体の概要・活動・業務	196/200字
子どもの居場所等の活動団体への伴走支援を含む助成事業等の中間支援組織として活動。 困窮家庭及びひとり親家庭の子どもへの食支援事業、子どもの貧困対策における学習・生活支援事業に携わり、子どもの居場所等の活動団体への伴走支援を含む助成事業の実施。 これらの事業への支援組織（行政・企業・社協・教育機関・研究機関等）からの助成・寄付等のコーディネートを含む中間支援団体としてプラットフォーム事業。	

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/7/1	(終了)	2026/2/28	対象地域	沖縄県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。		なし
事業対象者： （助成で見込む最終受益者） ※資金分配団体入力項目	沖縄県内の物価高で苦しむ生活困窮世帯、子育てに課題を抱える世帯					事業対象者人数 ※資金分配団体 入力項目	1,500人（300世帯）		

事業概要	600/600字	観光業に大きく依存する沖縄県経済は、物価高や経済環境の変化の影響を受けやすく脆弱な側面を抱えている。 さらに全国と比較しても貧困率や失業率が高く、子育てやひとり親家庭など多様な社会課題が顕在化している。 本事業では、沖縄県の持続的な発展と社会課題の解決に向けて実行団体への支援事業を実施することを目的としている。 直接的に社会課題解決に取り組む団体だけでなく、間接的に支援を行う団体も含めた幅広い支援体制を構築し沖縄社会全体の底上げを目指す。
		1. 直接的な社会課題解決事業への支援 生活困窮者、失業者、ひとり親家庭、子育て中の親など、様々な課題を抱える人々を直接支援する事業に対して助成を行う。具体的には以下を対象とする。 ・生活困窮者に対する生活支援、自立支援 ・失業者に対する就労支援、職業訓練 ・ひとり親向けの就労支援、居住支援 ・子育て中の親の孤立孤独解消、育児負担軽減 ・子育て世帯を軸とした地域課題解決 ・子育てに課題を抱える家庭への支援 2. 間接的な支援体制の構築 社会課題解決事業を支え、間接的な支援を行う団体への助成も行う。具体的には以下の事業を対象とする。 ・社会課題解決に取り組む人材育成 ・社会課題解決に関する情報発信、啓発 ・社会課題解決事業のネットワーク構築、連携支援 ・社会課題解決に関する調査研究 ・直接支援をする団体等への専門家・運営スタッフ等の派遣等の支援

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	436/800字
1. 沖縄県の社会課題	貧困率: 全国平均 (10.1%) を大きく上回る 15.7% (2020年) 失業率: 全国平均 (3.0%) を大きく上回る 4.8% (2022年) ひとり親家庭の比率: 全国平均 (18.4%) を上回る 20.8% (2020年) 子育て中の親の孤立孤独: 全国調査より深刻な状況 (内閣府 2021年)
2. 社会課題解決の重要性	上記の社会課題は、個人の生活だけでなく、沖縄県の未来にも大きな影響を与える。貧困や失業は経済活動の停滞を招き、ひとり親家庭や子育て中の親の孤立孤独は子どもの健全な成長を阻害し、沖縄社会の活力低下を招きかねない。
3. 従来の取り組みの限界	沖縄県はこれまで、様々な社会課題解決に向けた取り組みを進めてきた。しかし、課題の深刻さや複雑さに比べて、十分な成果を上げていないのが現状である。従来の取り組みは、行政主導のものが多く、実行団体の主体的な活動が十分に活かされていないという課題がある。

(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	199/200字
沖縄県では様々な社会課題解決に向けた取り組みをしてきたが、課題の深刻さや複雑さに比べて十分な成果を上げられておらず、これらの社会課題を解決するためには実行団体への直接的な助成事業のみならず、間接的な事業支援を実施する実行団体への助成事業を組み合わせた包括的な取組を推進することが、社会基盤が脆弱な沖縄県の社会課題の解決には必要であると中間支援団体として活動のなかで痛感し助成申請に至った理由である。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100字	把握方法	100字	目標値/目標状態	100字	目標達成時期	100字
生活困窮者向けの相談件数の増加 就業相談件数の増加 生活困窮者向けの就労支援プログラム参加者数の増加 生活困窮者向けの住宅確保件数の増加			生活困窮世帯向けの自立支援プログラムに参加した世帯の割合 就労支援事業参加者における就職率 生活困窮者向けの住宅確保件数		利用者や関係者に対して、アンケート調査 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査 助成事業で成果を上げた事例を分析		生活困窮者向けの相談件数の増加 就業相談件数の増加 生活困窮者向けの就労支援プログラム参加者数の増加 生活困窮者向けの住宅確保件数の増加		2026年2月	
子育て中の親の孤立孤独感の減少 子育て中の親の育児負担の軽減 子育て支援施設の利用者数の増加 子育てサークルやイベントの参加者数の増加			子育て中の親の孤立孤独感の減少率 子育て中の親の育児負担の軽減率 子育て支援施設の利用者数の増加率 子育てサークルやイベントの参加者数の増加率		利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析		子育て中の親の孤立孤独感の減少 子育て中の親の育児負担の軽減 子育て支援施設の利用者数の増加 子育てサークルやイベントの参加者数の増加		2026年2月	
子育て世帯の生活満足度の向上 地域コミュニティの活性化 子育て支援に関する情報共有の促進 子育て世帯向けの地域イベントの開催件数の増加			子育て世帯の生活満足度の向上率 地域コミュニティの活性化率 子育て支援に関する情報共有の促進の増加率 子育て世帯向けの地域イベントの開催件数の増加率		利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析		子育て世帯の生活満足度の向上 地域コミュニティの活性化 子育て支援に関する情報共有の促進 子育て世帯向けの地域イベントの開催件数の増加		2026年2月	
ひとり親向けの就職支援プログラム参加者数の増加 ひとり親向けの育児支援プログラム参加者数の増加 ひとり親向けの相談件数の増加			ひとり親向けの就職支援プログラム参加者数の増加率 ひとり親向けの育児支援プログラム参加者数の増加率 ひとり親向けの相談件数の増加率		利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析		ひとり親向けの就職支援プログラム参加者数の増加 ひとり親向けの育児支援プログラム参加者数の増加 ひとり親向けの相談件数の増加		2026年2月	

子育て不安を抱える家庭への支援件数の増加 子育てに関する専門家への相談件数の増加 子育て支援に関する研修・講演会の開催件数の増加		子育て不安を抱える家庭への支援件数の増加率 子育てに関する専門家への相談件数の増加率 子育て支援に関する研修・講演会の開催件数の増加率	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て不安を抱える家庭への支援件数の増加 子育てに関する専門家への相談件数の増加 子育て支援に関する研修・講演会の開催件数の増加	2026年2月
--	--	---	--	--	---------

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分配団体入力100字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
生活困窮者に対する自立支援プログラム受講者数の増加率		生活困窮者に対する自立支援プログラム受講者数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	生活困窮者に対する自立支援プログラム受講者数の増加している状態	2026年2月
生活困窮者世帯の就労率向上率		就業相談件数及び相談解決数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	生活困窮者世帯の就労率向上している状態	2026年2月
子育て中の親の孤立孤独感に関するアンケート調査結果の改善 子育て支援センター利用者数の増加率 子育てサークル開催回数		子育て中の親の孤立孤独感 子育て中の親の育児負担軽減度 地域子育て支援拠点の利用者数 子育て支援プログラム参加者数 子育て支援交流イベント開催件数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て中の親の孤立孤独感に関する調査結果が改善している状態 子育て支援センター利用者数が増加している状態 子育てサークル開催回数が増加している状態	2026年2月
子育て世帯向け地域活性化イベント開催回数 子育て世帯と地域住民の交流促進に関するアンケート調査結果の改善 子育て世帯向け地域課題解決協議会設立数		子育て世帯向け地域課題解決プロジェクト実施件数 対象の地域課題解決イベント開催件数 対象の地域課題解決に係る情報提供・相談件数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て世帯向け地域活性化イベント開催回数が増加 子育て世帯と地域住民の交流促進に係る調査結果が改善 子育て世帯向け地域課題解決協議会の適切な設置	2026年2月

ひとり親家庭の就労率向上率		ひとり親世帯の就労率	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対してインタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	ひとり親家庭の就労率が向上している状態	2026年2月
ひとり親家庭向け住宅供給戸数		ひとり親世帯向けの公営住宅及び民間賃貸住宅入居件数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	ひとり親家庭向け住宅供給戸数の増加している状態	2026年2月
ひとり親家庭向け地域交流イベント開催回数		ひとり親向けの就労支援プログラム及び居住支援プログラム受講者数 ひとり親向けの相談件数及び相談解決件数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	ひとり親家庭向け地域交流イベント開催回数が増加している状態 ひとり親向けの相談件数及び相談解決件数が増加している状態	2026年2月
子育てに課題を抱える家庭への相談件数 子育て支援プログラム受講者数の増加率 子育てに課題を抱える家庭の就労率向上率		児童虐待発生件数 養育放棄件数 子育てに課題を抱える家庭向けの支援プログラム受講者数 子育てに課題を抱える家庭向けの相談件数、相談解決件数	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育てに課題を抱える家庭への相談件数が増加 子育て支援プログラム受講者数が増加 子育てに課題を抱える家庭の就労率が向上	2026年2月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資金分配団体00字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
生活困窮者向けの相談窓口の拡充と体制強化 生活保護制度の利用促進に向けた啓発活動 生活困窮者向けの就労支援プログラムの開発・実施		生活困窮者向けの相談窓口の拡充と体制強化がされており、生活保護制度の利用促進に向けた啓発活動や就労支援プログラムの開発・実施が行われている	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	生活困窮者向けの相談窓口の拡充、体制強化や生活保護制度の利用促進に向けた啓発活動、生活困窮者向け就労支援プログラムの開発が行われている状態	2026年2月

フードバンクや生活支援物資の配布 生活困窮者向けの住宅支援 生活困窮者向けの教育・学習支援		フードバンクや生活支援物資の配布状態 生活困窮者向けの住宅支援をされている状態 生活困窮者向けの教育・学習支援を実施している状態	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	フードバンクや生活支援物資の配布している状態 生活困窮者向けの住宅支援をされている状態 生活困窮者向けの教育・学習支援を実施している状態 生活困窮者向けの情報提供・相談窓口の多言語化されている状態	2026年2月
失業者向けの求人情報の提供・マッチング 失業者向けの職業訓練の実施 失業者向けの創業・独立支援 失業者向けのメンタルヘルス支援		失業者向けの求人情報の提供・マッチング状況、失業者向けの職業訓練や創業・独立支援、メンタルヘルス支援の実施状況	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	失業者向けの求人情報の提供・マッチングがなされており、失業者向けの職業訓練や創業・独立支援、メンタルヘルス支援が実施されている状態	2026年2月
子育て中の親向けの活動 ・交流イベントの開催 ・育児サークル・グループの運営 ・育児相談窓口の設置 ・ベビーシッター・家事代行サービスの拡充		子育て中の親向けの交流イベント、育児サークル・グループ運営状況 子育て中の親向けの育児相談窓口設置状況 ベビーシッター・家事代行サービス拡充状況	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て中の親向けの交流イベント、育児サークル・グループの運営、子育て中の親向けの育児相談窓口設置、ベビーシッター・家事代行サービスの拡充がされている状態	2026年2月
子育て中の親向けの活動 ・地域子育て支援拠点の整備 ・情報提供・相談窓口の多言語化 ・子育て講座・ワークショップの開催 ・放課後児童クラブの運営		子育て中の親向けの活動状況 ・地域子育て支援拠点の整備 ・情報提供・相談窓口の多言語化 ・子育て講座・ワークショップの開催 ・放課後児童クラブの運営	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て中の親向けの地域子育て支援拠点が整備され情報提供・相談窓口の多言語化や子育て講座・ワークショップ、放課後児童クラブが開催運営されている状態	2026年2月

子育て世帯向けの活動 ・地域包括ケア体制の構築 ・多世代交流・協働の促進 ・地域活性化イベントの開催 ・地域経済活性化事業の支援		子育て世帯向けの活動状況 ・地域包括ケア体制 ・多世代交流・協働の促進 ・地域活性化イベントの開催 ・地域経済活性化事業の支援	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て世帯向けの地域包括ケア体制が構築され、多世代交流・協働の促進や地域活性化イベントが開催され、地域経済活性化事業の支援がなされている状態	2026年2月
子育て世帯向けの活動 ・地域福祉サービスの拡充 ・地域情報提供・相談窓口の整備 ・地域子育て支援拠点の運営 ・地域子育て支援ネットワークの構築		子育て世帯向けの活動状況 ・地域福祉サービスの拡充 ・地域情報提供・相談窓口の整備 ・子地域子育て支援拠点の運営 ・地域子育て支援ネットワークの構築	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て世帯向け地域福祉サービスが拡充され、地域情報提供・相談窓口の整備され、地域子育て支援拠点の運営や地域子育て支援ネットワークの構築がなされている状態	2026年2月
ひとり親向けの活動 ・育児支援サービスの拡充 ・就労支援プログラムの開発・実施 ・住宅支援 ・生活支援		ひとり親向けの活動状況 ・育児支援サービスの拡充 ・就労支援プログラムの開発・実施 ・住宅支援 ・生活支援	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	ひとり親向けの育児支援サービスが拡充され、就労支援プログラムの開発・実施されており、住宅支援や生活支援がされている状態	2026年2月
ひとり親向けの活動 ・医療・介護支援、教育・学習支援 ・情報提供・相談窓口の多言語化 ・地域交流・子育て支援イベントの開催		ひとり親向けの活動状況 ・医療・介護支援、教育・学習支援 ・情報提供・相談窓口の多言語化地 ・地域交流・子育て支援イベントの開催	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	ひとり親向けの医療・介護支援、教育・学習支援が実施されており、情報提供・相談窓口の多言語化がなされて、地域交流・子育て支援イベントが開催されている状態	2026年2月
子育て世帯向けの活動 ・地域包括ケア体制の構築 ・多世代交流・協働の促進 ・地域活性化イベントの開催 ・地域経済活性化事業の支援		子育て世帯向けの活動状況 ・地域包括ケア体制の構築 ・多世代交流・協働の促進 ・子育て世帯向けの地域活性化イベントの開催 ・地域経済活性化事業の支援	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て世帯向けの地域包括ケア体制が構築され、多世代交流・協働が促進され、地域活性化イベントが開催され、地域経済活性化事業の支援がなされている状態	2026年2月

子育て世帯向けの活動 ・地域福祉サービスの拡充 ・地域情報提供・相談窓口の整備 ・地域子育て支援拠点の運営 ・地域子育て支援ネットワークの構築		子育て世帯向けの活動状況 ・地域福祉サービスの拡充 ・地域情報提供・相談窓口の整備 ・地域子育て支援拠点の運営 ・地域子育て支援ネットワークの構築	利用者や関係者に対して、アンケート調査を実施 助成事業の利用者や関係者に対して、インタビュー調査を実施 助成事業で成果を上げた事例を分析	子育て世帯向けの地域福祉サービスが拡充や地域情報提供・相談窓口が整備され、地域子育て支援拠点が運営されて、地域子育て支援ネットワークの構築がなされている状態	2026年2月
--	--	--	--	--	---------

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
関係機関、関係団体に対して、課題を抱えるひとり親を含む生活困窮者、子育て世帯等の多様な社会課題の解決を目的としたワークショップの提案 ・各対象課題の現状とニーズを関係者からヒアリングし、共通点や相違点を分析する ・統計データや調査結果等を活用し、課題の深刻度や解決に向けた課題を整理する	2024年7月	143/200字
ワークショップ実施に基づいたビジョンの共有 ・ワークショップを通して得られた成果を踏まえ、持続可能な地域社会の実現に向けたビジョンを共有する ・ビジョン実現に向けた具体的な取り組みを検討し、事業実施に向け主体的な行動を促進する	2025年1月	113/200字
生活困窮者に対する支援事業 ・就労支援や自立支援プログラムの実施 ・住居確保支援や生活環境改善支援	2026年2月	49/200字
失業者に対する就労支援事業 ・求職活動支援や職業訓練の実施 ・就業機会のあっせんや企業との連携	2026年2月	47/200字
ひとり親向けの就労支援や居住支援を行う事業 ・保育サービスの提供や育児支援 ・就労相談や職業訓練の実施 ・住居確保支援や生活環境改善支援	2026年2月	68/200字
子育て中の親の孤立孤独解消、育児負担軽減等を目的とした事業 ・子育てサークルや親子交流イベントの開催 ・子育て相談や情報提供 ・育児支援サービスの提供	2026年2月	75/200字
子育て世帯を軸とした複合的な地域課題解決に資する事業 ・子育て支援と医療・福祉・教育等の連携 ・地域子育て支援拠点の整備 ・子育てしやすいまちづくりの推進	2026年2月	77/200字
子育てに課題を抱える家庭への支援事業 ・養育相談や虐待防止支援 ・家庭訪問や一時預かり	2026年2月	43/200字

専門家ボランティア団体からのボランティア（実行）団体への支援 ・ 専門家の派遣 ・ 運営スタッフの派遣	2026年2月	49/200字
---	---------	---------

(3)-2活動:非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
課題を抱えるひとり親を含む生活困窮者、子育て世帯等の多様な社会課題の解決を目的としたワークショップの開催 ・ 課題に対する解決策を多角的に検討し、具体的なアクションプランを策定する ・ 持続可能な地域社会の実現に向けたビジョンを共有し、主体的な取り組みを促進する	2024年9月	129/200字
ワークショップにおけるアクションプランの策定 ・ 検討された解決策に基づき、具体的なアクションプランを策定する ・ 各アクションプランの役割分担、スケジュール、予算等を明確にする	2024年11月	87/200字
生活困窮者向けの就労・自立支援プログラムの実施 ・ 就職活動の支援、スキルアップのための研修、起業支援などを提供する ・ 生活困窮者同士の交流や情報交換の場を設け、相互支援体制を構築する	2026年2月	91/200字
無料の法律相談・生活相談の提供 ・ 弁護士や社会福祉士による無料相談会を開催し、生活困窮者の抱える問題解決を支援する ・ 相談内容に応じた専門機関へのあっせんを行う	2026年2月	80/200字
フードバンク・生活支援物資の配布 ・ 地域住民や企業からの寄付を募り、生活困窮者に食料や生活必需品を配布する ・ 行政と連携し、生活困窮者への支援情報を共有し、必要な支援につなげる	2026年2月	88/200字
職業訓練の実施 ・ 観光業以外の業種で必要とされるスキル（調理、介護、事務等）を習得できる職業訓練を実施する ・ オンラインでの訓練や、夜間・土日開催の訓練など、受講者のニーズに合わせた訓練プログラムを提供する	2026年2月	103/200字
求人情報の提供・就職面接の練習 ・ 求人情報をデータベース化し、求職者に紹介するとともに、就職面接の模擬練習などを実施する ・ 企業との連携を強化し、求人情報の提供や、求職者と企業のマッチングを行い求職者に適切な仕事を紹介できるよう努める	2026年2月	117/200字
ひとり親向けの保育サービスの拡充 ・ ひとり親向けの育児サークルや一時預かり保育などの支援を行う ・ 病児保育や一時預かり保育などの情報提供サービスも拡充する	2026年2月	77/200字
ひとり親同士の交流・情報交換の場 ・ ひとり親同士が交流できるイベントや、子育てに関する情報交換会などを開催する ・ 子育ての悩みを共有できる場を提供することで、孤立感の解消と相互支援につなげる	2026年2月	95/200字
地域の子育て支援センターの運営等 ・ 子育てに関する相談や、親子向けのイベントなどを開催する ・ 子育てサークルや地域子育て支援ネットワークの立ち上げを支援する	2026年2月	78/200字

育児休暇取得促進のための啓発活動 ・ 育児休暇制度に関する情報提供や、取得を促進するためのセミナーなどを開催する ・ 企業や男性の育児休暇取得への理解を深めるための啓発活動も行う	2026年2月	87/200字
地域子育て支援員による訪問型支援 ・ 子育て中の家庭を訪問し、子育てに関する相談や情報提供を行う ・ 必要に応じて、専門機関へのあっせんや、一時預かりなどの情報提供による支援を行う	2026年2月	88/200字
地域子育てコンパス ・ 子育てに関する情報を一元的に提供する地域子育てコンパスを整備する ・ 子育て支援機関や地域のイベント情報などを掲載し、子育て中の親が必要な情報に容易にアクセスできるようにする	2026年2月	97/200字
地域子育て支援ネットワークの構築 ・ 行政、民間、地域住民が連携して子育て支援を行うネットワークを構築する ・ 子育てに関する課題を共有し、地域全体で子育てを支える体制を整備する	2026年2月	87/200字
子育て世代のエンパワメント ・ 子育て中の親が地域社会の中で活躍できるよう、リーダーシップ研修やスキルアップ研修などを提供する ・ 子育ての経験を活かした社会貢献活動の場の立ち上げを支援する	2026年2月	93/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	6団体～8団体
(2) 1 実行団体当たり助成金額	800万円から1,600万円
(3)案件発掘の工夫	ボランティア連絡協議会・沖縄県内各市町村担当・社会福祉協議会及び関係団体へ案内、沖縄県内市町村にて説明会の実施
(4)予定する審査方法(審査スケジュール、審査構成、留意点等)	公募要領を作成し、一般公募を行う。資金分配団体事務局で1次書類選考を行う。応募要件に合致する応募団体は、外部の委員からなる選考委員会で面談及び選考を行う。客観的な評価項目リストを設定し、選考委員会で議論する。基本的に評価項目リストの点数の高い応募団体を選考する。コンプライアンスの確保に十分注意する。

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	事業総責任者：細田代表理事 事業担当責任者：若園専務理事 PO担当者（ファシリテーター）： 経理担当者： 経理業務スーパーバイザー：有銘公認会計士事務所 会計監査：小山公認会計士事務所
---------------------------	---

(2)他団体との連携体制	沖縄県内市町村担当課、沖縄県社会福祉協議会、県内各市町村の社会福祉協議会、県内各市町村の地域包括支援センター、一般社団法人 大学コンソーシアム沖縄との協働・協力体制にて事業運営を実施
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワークは、不正行為や利益相反等のリスクを管理し透明性と説明責任を確保するために規定類を遵守しガバナンス・コンプライアンス体制を構築し、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修を実施しコンプライアンス意識の向上に努めている。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	あり	ありの場合 その詳細	2023年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠〈随時募集・4次〉 資金分配団体公募に採択され事業実施中
②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
新型コロナウイルス感染症対応市民活動チャレンジ助成事業助成金での子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業において助成事業の実施。困窮家庭およびひとり家庭の子どもへの支援事業での子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業において助成事業の実施。非資金的支援における学習支援等への助成事業の実施。ブックサンタ2022及び2023での子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業において各団体へ助成事業の実施。自治体（子育て支援課等）と協働し、ひとり親・困窮家庭への生活必需品等の支援の実施。			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	8	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	88,000,000円
(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目			
2020年及び2021年と沖縄本島において食支援に伴う子どもの貧困に関するアンケート調査を実施した。2022年度において琉球大学教育学部[]と「学習効果の調査研究」を実施した。2023年においては、琉球大学子どもの居場所学生ボランティアセンターの[]と「コロナや物価高の影響により生活苦を抱える若者への緊急支援」に関して協同研究を実施と共に若年無就業者への支援事業の実施、沖縄大学地域研究所の[]と「子どもの居場所等の意義と関係機関等との連携」に関し協働事業の実施と共に経済的困窮する若者への支援事業の実施をしている。 那覇市社会福祉協議会とは太陽食堂（那覇市壺屋1丁目）にて協働で子ども食堂の運営に携わっている。また、沖縄市社会福祉協議会と協働にて新規の子どもの居場所、子ども食堂、学習支援事業において協働して活動している。 那覇市協働によるまちづくり推進協議会と協働し子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業において協働している。なほ市民活動支援センターとは、子どもの居場所、子ども食堂、学習支援等の支援事業の他にNPO団体やボランティア団体への「非営利組織におけるボランティアの会計」講座などの実施し支援活動において協働している。 沖縄県の組織及び企業との「経済的に困窮する家庭の子どもへの支援事業及びりゅうきゅう子ども基金」の実行委員会の立ち上げている。 沖縄県社会インパクト評価協会設立に向けた実行委員会を大学、団体、メディアと共に立ち上げている。			

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/07/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	地域で支える子育て総合支援	
	団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク	

	合計	
事業費		112,877,800
実行団体への助成		96,000,000
管理的経費		16,877,800
プログラムオフィサー関連経費		7,996,216
合計		120,874,016

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	398,300	112,479,500	112,877,800
実行団体への助成		96,000,000	96,000,000
－			
管理的経費	398,300	16,479,500	16,877,800

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	2,584,864	5,411,352	7,996,216
プログラム・オフィサー人件費等	2,070,000	2,760,000	4,830,000
その他経費	514,864	2,651,352	3,166,216

3. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	2,983,164	117,890,852	120,874,016

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク		
郵便番号	900-0004		
都道府県	沖縄県		
市区町村	那覇市		
番地等	銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ		
電話番号	080-3228-7996		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.konkyusyashien.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2020/03/01		
法人格取得年月日	2021/03/04		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ホソダミツオ
	氏名	細田光雄
	役職	理事（代表）
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	33
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	4
無給 [人]	2
非常勤職員・従業員数 [人]	27
有給 [人]	27
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	10
団体正会員 [団体数]	10
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	81
ボランティア人数(前年度実績) [人]	50
個人正会員 [人]	31
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	8
申請前年度の助成総額 [円]	88,000,000
助成した事業の実績内容	JANPIA2022年度コロナ枠「沖縄の子ども達の命を守る支援事業」実行団体 8 団体に助成と伴走支援

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	☑️ コロナ禍において、困窮者支援のための弁当の無料配布（2020年3月～・週5日実施 1日400食を配布）を継続

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

規程類確認書

申請団体名	特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク
申請事業名	地域で支える子育て総合支援

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☒ いいえ ☐
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL: https://www.konkyusyashien.com/about.php
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	https://www.konkyusyashien.com/pdf/rule/1.pdf
2	監事監査規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/k
anji.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/k anji.pdf
3	経理規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/k
eiri.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/k eiri.pdf
4	事務局規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ji
mu.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ji mu.pdf
5	情報公開規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/jy
oho.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/jy oho.pdf
6	内部通報規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/n
aibu.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/n aibu.pdf
7	文書管理規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/b
unsyo.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/b unsyo.pdf
8	役員の報酬等並びに費用に関する規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/h
osyu.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/h osyu.pdf
9	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ri
ekisou.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ri ekisou.pdf
10	倫理規程	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ri
nri.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/ri nri.pdf
11	人件費水準	https://www.konkyusyashien.com/pdf/jinkenhi.pdf
12	職場におけるハラスメントの防止に関する規定	<a href="https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/sy
okuba.pdf">https://www.konkyusyashien.com/pdf/kitei/2023/05/sy okuba.pdf

定 款

特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号なは市民協働プラザに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の困窮者、障がい者及び貧困家庭・要支援家庭の子どもたちやその家族に対し、日常的な生活支援、子育て支援等に関する事業を行い、子どもが健やかで豊かに育つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 貧困家庭・要支援家庭の子どもの支援事業
- (2) 女性の就労支援事業
- (3) 放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業
- (4) 講習会・セミナー開催に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 役員の報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要する場合は、出席した正会員の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第51条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 資産の管理の方法
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも理事会開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適

用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものと見なされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得な

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。
(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。
(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	細田 光雄
副代表理事	若園 篤利
副代表理事	宮園 康司
理 事	服部 悟史
理 事	與儀 長次
理 事	細田 茂美
監 事	森田 直広

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の定時社員総会終了の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年9月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	個 人	団 体
(1) 入会金	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
(2) 年会費	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
賛助会員	個 人	団 体
(1) 入会金	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
(2) 年会費	1, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

法人名： 特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

活動計算書

令和4年 10月 1日 ~ 令和5年 9月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	1,316,813	1,316,813	
2. 受取助成金等			
受取助成金	4,045,000		
Ready For助成金	7,991,138		
JANPIA助成金	11,365,590	23,401,728	
3. その他収益			
受取利息	5		
雑収入	420,000		
経常収益計		420,005	25,138,546
経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	12,931,000		
法定福利費	39,204		
人件費計	12,970,204		
(2)その他経費			
外注費	1,715,975		
広告宣伝費	303,960		
会議費	44,500		
旅費交通費	120,974		
消耗品費	837,715		
水道光熱費	67,797		
新聞図書費	338,691		
支払手数料	9,865		
地代家賃	240,000		
賃借料	92,400		
困窮者支援事業	3,121,786		
その他経費計	6,893,663		
事業費計		19,863,867	
2. 管理費			
(1)人件費			
雑給	48,000		
法定福利費	1,429,475		
人件費計	1,477,475		
(2)その他経費			
広告宣伝費	18,150		
旅費交通費	17,040		
通信費	4,999		
消耗品費	34,903		
諸会費	1,375		
支払手数料	59,312		
賃借料	144,000		
保険料	127,500		
租税公課	600		
支払報酬料	88,000		
減価償却費	378,013		
雑損失	121,838		
その他経費計	995,730		
管理費計		2,473,205	
経常費用計			22,337,072
当期正味財産増減額			2,801,474
前期繰越正味財産額			3,121,570
次期繰越正味財産額			5,923,044

法人名: 特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

財産目録

令和5年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	2,834		
普通預金			
琉球銀行	16,970		
沖縄銀行	3,904,491		
ろうきん	63,000		
沖縄銀行	49,042,963		
現金預金計	53,030,258		
流動資産合計		53,030,258	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
一括償却資産	378,014		
固定資産合計		378,014	
資産合計			53,408,272
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	111		
若園 篤利	111		
未払費用	970,000		
9月分給与	970,000		
預り金	46,515,117		
社会保険料	139,680		
雇用保険料	29,100		
源泉所得税	61,087		
住民税	29,900		
JANPIA助成金(R5.10/1～R6.2/28分)	46,255,350		
流動負債合計		47,485,228	
負債合計			47,485,228
正味財産			5,923,044

法人名：特定非営利活動法人 困窮者支援ネットワーク

貸借対照表

令和5年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金	2,834		
普通預金	53,027,424		
流動資産合計		53,030,258	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
付属設備	0		
工具器具備品	0		
一括償却資産	378,014		
有形固定資産計	378,014		
固定資産合計		378,014	
敷金	0		
差入保証金	0		
投資その他の資産計		0	
資産合計			53,408,272
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	111		
未払費用	970,000		
預り金	46,515,117		
流動負債合計		47,485,228	
2. 固定負債			
役員借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			47,485,228
正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,121,570	
当期正味財産増減額		2,801,474	
正味財産合計			5,923,044
負債及び正味財産合計			53,408,272